## 議 案 第 47 号

## 市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起終	点 点
東 淀 川 区 第2016-01号線	東淀川区東淡路 5 丁目16番の 8 地 同 区同 5 丁目16番の 8 地	
西 成 区 第2016-01号線	西成区北津守3丁目114番の3地 同 区同 3丁目108番の1地	

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説明

東淀川区第2016-01号線ほか1路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

#### 道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を 認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町 村の議会の議決を経なければならない。
- 3-5 省 略

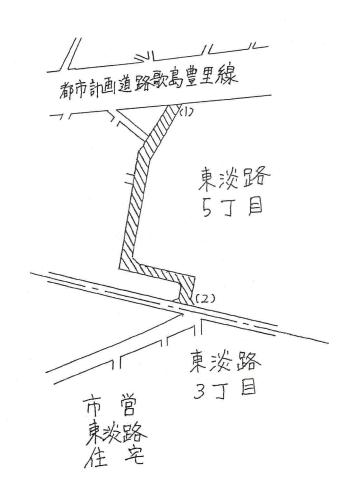
## 参考図

 凡
 例

 \_\_\_\_\_\_
 今回認定する路線

 \_\_\_\_\_
 町 丁 界

## (1) 東 淀 川 区



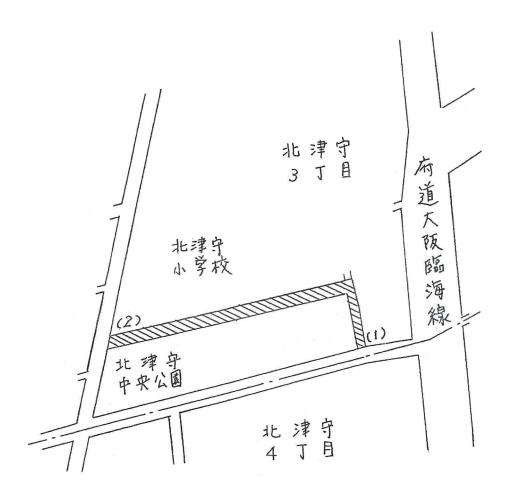
説 明 東淀川区

東淀川区第2016-01号線

(1) (2) 間

# (2) 西 成 区





説明

西成区第2016-01号線

(1) (2) 間